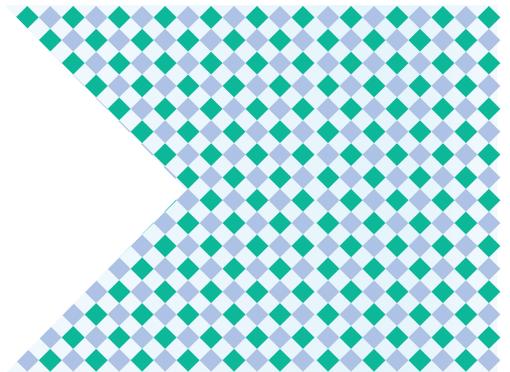


# GPN Column

グリーン購入ネットワーク コラム Vol.6



## 企業と環境法政策 奥 真美

(GPNアドバイザー／東京都立大学 教授)

### 1. 環境法政策とその守備範囲

まず、環境法とは、環境の破壊・汚染や公害を未然に防止するとともに、環境破壊等や公害被害が発生した場合には損害の回復もしくは被害の救済を図り、さらには良好な環境を保全し創造していくことを目的とする諸々の法（ルール）の総称である。国レベルの法令（法律と政省令）および自治体レベルの条例や規則のほか、条約等の国際的なルールも含まれる。そして、環境政策とは、法というツールを、法以外のツール（協定、計画、要綱に基づく行政指導、情報的手法、経済的手法等々）と組み合わせて駆使することで、目指すべき環境像の実現に向けて展開されるさまざまな施策の全体を指す。

環境法は環境政策を展開していくうえで用いることができる重要かつ有効なツールであると同時に、場合によっては、環境政策が目指すべき方向性（理念）や各主体の責務等を示して、政策を誘導したり、政策に枠組みを与えたりする役割を担うこともある。このように環境法と環境政策は一体的に機能するものであり、政策目的実現のために法を賢く使いつつ、法ではカバーしきれない部分を補い、もしくは法の機能をさらに引き出すために、法以外の多様なツールも上手く組み合わせて、環境政策の実効性を高めていくための方途（ポリシーミックスのあり方）を模索しながら、環境課題の解決に取り組んでいくことが重要となる。こうした取り組みの総体を環境法政策ということが出来る。

日本の環境法政策の原点は公害問題にあるといわれるように、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくに代表され

る産業型公害をきっかけに、公害関連分野を対象に法政策的対応がスタートした。それも、自治体レベルで、国に先んじて、公害防止のための条例や協定といった手法を駆使して、足元で深刻化する公害問題に対処したのが始まりである。以来、都市化の進展、人口の集積、生活スタイルや産業活動の変化・多様化などにもない環境問題も多様化し複雑化していくにつれ（次ページの年表参照）、円が幾重にも重なっていく次ページの図のように、環境法政策がカバーすべき範囲もおおのずと拡大していった。さらに、いずれそう遠くない時期に、宇宙規模での環境問題も環境法政策の守備範囲として捉えて、対策を講じるべきだという認識が広く共有されるようになるものと思われる。

### 2. 今日的環境問題の特徴と求められるアプローチ

気候変動問題、生物多様性の喪失、化学物質による複合的影響に代表される、今日的な環境問題の特徴として、以下を挙げることができる。

- ①原因とそれによってもたらされる帰結との間の因果関係（蓋然性）や具体的な悪影響について、科学的に解明し尽くされていない「不確実性」が多分に残されていること。
- ②悪影響が顕在化するまでに長い時間をかけて、目に見えないところで進行していくという「不可視性」を有すること。
- ③悪影響が顕在化した後に対策を講じたとしても、もはや完全なる回復は困難であるという「不可逆性」をもつこと。

[続きはGPN会員専用ページからご覧いただけます。](#)